

兵庫県立こどもの館自動販売機設置事業仕様書

設置趣旨	乳幼児向けを含む清涼飲料水や食料品の確保など来館者の利便性を向上させるため、県立こどもの館（以下「館」という。）の施設内に自動販売機を設置する。
設置場所・物件	<ul style="list-style-type: none"> ・設置場所 姫路市太市915-49 兵庫県立こどもの館内 ・設置台数 全2台（新規場所分2台）
大きさ及びデザイン	<ul style="list-style-type: none"> ・別添位置図に設置するのにあたり、事業実施・通行等に支障のない大きさとする。 ・周辺環境に配慮したデザインとする。
販売品目	<ul style="list-style-type: none"> ・清涼飲料水（ジュース、コーヒー、茶、水、牛乳等とし、酒類を除く。） *缶、ペットボトル、ビン等の密閉式の容器入り ・栄養補助食品
販売価格	標準小売価格を上回らないこと。ただし、販売価格の条件があるものについては、館と協議の上、条件を満たす価格を設定することができる。
契約期間	令和元年7月1日から令和4年3月31日まで
設置及び撤去	事業者の負担により行うこと。設置にあたっては、据付面を十分に確認するとともに、転倒防止策等安全に十分配慮すること。また、作業当日の段取りについては、事前に館と調整すること。
商品の補充、機械の保守管理、使用済み容器の回収	商品の補充、売上金の回収、釣銭の補充、機械故障時の対応等設置機械のオペレーションは全て事業者が対応すること。また、故障時等の連絡先を自動販売機に表示するとともに館に届け出ること。
自動販売機の機能	設置する自動販売機に災害救援、省エネ、ユニバーサルデザイン等の機能がある場合は、応募に当たって、提案すること。
使用料・販売手数料の支払い方法	<ul style="list-style-type: none"> ・使用料は、年度分について、館が指定する銀行口座に振り込み。 ・振込手数料は事業者の負担とする。
応募申込書提出の方法	<ul style="list-style-type: none"> ・物件番号①・②については、使用料の金額を税込・年額で提示すること。
設置場所の事前調査について	現地調査を希望する場合は事前に下記担当まで連絡すること。
必要経費等	<ul style="list-style-type: none"> ・自動販売機の設置及び撤去に要する工事費（電力使用量計測用メーター設置費等を含む。） ・維持管理に係る一切の費用（運転に必要な光熱水費等）
応募申込書提出期限	令和元年6月20日（木）
応募申込書提出先	<p>公益財団法人兵庫県青少年本部・県立こども館 総務課 山下 〒671-2233 姫路市太市915-49 電話 (079) 267-1153 FAX (079) 266-4632</p>